

## 「第30回補助事業に関する第三者委員会」議事要旨

- 1 日時：令和6年7月5日（金）14：00から15：40まで
- 2 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階大会議室
- 3 議題：
  - （1）令和5年度事業の評価結果等
  - （2）令和5年度畜産業振興事業、野菜農業振興事業及び砂糖生産振興事業の執行状況（不用額の分析等）
  - （3）施設整備事業の事後評価結果（令和5年度事後評価分）
  - （4）令和6年度の補助事業の概要等
  - （5）その他
- 4 出席委員：小澤委員、佐藤委員、高橋委員、長命委員、横溝委員
- 5 農林水産省出席者：畜産局総務課 大竹調査官、機構班 大島課長補佐、堀係員、政策評価班 清水課長補佐、農産局園芸作物課価格班 石川係員
- 6 役職員出席者：天羽理事長、瀬島副理事長、森田総括理事、新納総括理事、藤野理事、藤島理事、津川理事、得田理事、守山監事、渡邊監事ほか
- 7 開会、理事長挨拶等  
一丸企画調整部長が開会を宣言した。  
次に、天羽理事長が挨拶し、令和5年度において機構が実施した補助事業の概要等について説明した。  
補助事業に関する第三者委員会設置要領第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により横溝委員が座長に選任された。  
横溝座長は、委員会の終了後、委員の了承を得た上で、ホームページに委員会の議事録要旨を公開したい旨を提案し、各委員の了解を得た。

## 8 議事

議題（１）「令和５年度事業の評価結果等」について森田総括理事から、議題（２）のうち、「令和５年度畜産業振興事業の執行状況」を藤島理事及び新納総括理事から、「令和５年度野菜農業振興事業の執行状況」を津川理事から、「令和５年度砂糖生産振興事業の執行状況」を得田理事から、議題（３）「施設整備事業の事後評価結果（令和５年度事後評価分）」について藤島理事から、議題（４）「令和６年度の補助事業の概要等」について森田総括理事、藤島理事及び津川理事から、それぞれ資料に基づいて説明し、質疑応答を行った。

### <質疑応答>

[議題（１）令和５年度事業の評価結果等] 及び [議題（２）令和５年度畜産業振興事業、野菜農業振興事業及び砂糖生産振興事業の執行状況（不用額の分析等）]

#### (小澤委員)

４点コメントしたい。１点目は、加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加入者数は戸数ベースでカバー率が91.2%ということだが、生乳生産量ベースではどのくらいか。２点目は、酪農経営支援総合対策事業について、多岐にわたって利用できるメニューが用意された事業であって、末端の酪農家にとって使えるのであればためになる事業である。３点目は、堆肥舎等長寿命化推進事業の「実証・簡易堆肥舎等の整備を支援する事業」について、実際に誰が実証を行っているのか、実証でやりたいというときに手を挙げられるのか、どういう形で末端の酪農家に周知しているのか。事業実施主体や現場の担当者の熱意によって周知の度合いは変わってくるのかもしれないが、せっかくこれだけの事業があるのだから、どちらの事業ももっと使ってもらいたい。４点目は、砂糖生産振興事業について、この事業はてん菜が対象ということだが、さとうきびに対する補助事業はないのか。ないのであればなぜないのか。

#### (新納総括理事)

１点目の加工原料乳生産者経営安定対策事業のカバー率については手元がないので後日お伝えしたい。この事業は任意の参加のため100%になっていない。沖縄県など生産量が少ない地域の場合は収入保険を選択しているところもある。

#### (小澤委員)

沖縄県の生産者でもスポット的に九州のほうに輸送することはあると思うが、事業に入るまでではないということか。また、アウトサイダーであることなど

は関係ないのか。

(新納総括理事)

加工原料乳の割合の大きい北海道などはこちらの事業を選択するが、収入保険も選択肢に入っているため、カバー率は100%にはならず、場合によっては今後減っていく可能性もあると思われる。また、アウトサイダーの方々もほとんどが飲用乳中心なので、事業には入っていないと思われる。

(藤島理事)

堆肥舎等長寿命化推進事業について、堆肥舎の補改修に当たり、先にどこが壊れていてどこを修理したらもっと長く使えるようになるのかを調べ、その後モデル実証的に屋根を替えるなどといったことに取り組んでいる。事業実施主体は全農と全酪連で、全農は6農協、全酪連は8農協で合わせて24か所で実施した。ご指摘いただいたとおり、事業を知らないという人がいたことは事実なので、事業実施主体にも確認しつつ改善したい。

(得田理事)

4点目について、この事業は補正予算で緊急的に対応したもので、令和5年度限りである。砂糖の消費量の約3割が北海道のてん菜、約1割が沖縄・奄美のさとうきびが原料となっており、北海道のてん菜のほうが割合が大きいという構造がある。ここ数年来、北海道が天候に恵まれたこともあり、てん菜の糖度が高くなり在庫が増加した。てん菜糖の生産を輪作体系とどう合わせるかなどの政策を策定する中でこの事業が措置されたという認識である。一方、沖縄ではそれほど在庫過大の問題がないことに加え、機構は直接関わっていないものの、内閣府による沖縄関連予算があり、特に含蜜糖（黒砂糖）に対してさまざまな対策が措置されており、補助率も通常の補助事業と比べて優遇されているなど、いろいろな面で支援がなされていると認識している。

(佐藤委員)

2点教えていただきたい。1点目は、畜産副産物適正処分等推進事業の事業の効果の説明がシンプルなので、どのようにきちんとできたのかというところをもう少し説明いただきたい。2点目は、コロナ禍で行われた中小企業に対するゼロゼロ融資のようなものがある中で、食肉流通改善合理化支援事業の債務保証や畜産特別支援資金融通事業のように畜産経営体に対して何重ものセーフティネットが張られている意味合いについて説明いただきたい。

(藤島理事)

1点目について、BSE蔓延の一つの要因ということで牛の肉骨粉の流通が

できず焼却することになった。その後、徐々に解禁され、現在は豚の飼料向けとして科学的に問題ないということが証明されたため、パブリックコメントを経た後、検査機関がそれぞれの工場をチェックして問題がなければ認定を受け、流通されることになる。いつまでも肉骨粉の焼却を続けられるわけではないので、適正な科学的知見に基づいてBSE発生前の状態に戻るようになっているところである。一方で、そこに行き着かない分は焼却し続けるというような状況である。

2点目の食肉事業者に対するセーフティネットについて、これもBSE発生時に卸売業者が大きな打撃を受け、資金繰りが困難になったときに実施した債務保証が残っており継続しているもの。畜産特別支援資金融通事業に関しては、ご指摘のとおりセーフティネットと重複している。ただ、酪農の場合は減産と増産が繰り返される歴史の中、乳を搾るまでに時間がかかるため経営指導が欠かせないので、単純に資金融通だけではなく経営指導とセットで行われているという経緯もある。必ずしも重複しているわけではないというのはご理解いただきたい。

(佐藤委員)

前者については長くは続いているものの、あくまで過渡的な措置であるという整理でよろしいか。

(藤島理事)

然り。

(高橋委員)

砂糖関係の持続的畑作生産体系確立緊急支援事業だが、特にてん菜糖の在庫が増えて製糖工場の経営を圧迫していることは聞いている。この事業は、てん菜を作付けしている農地をジャガイモなどほかの作物に転換するための補助金なのか、もしくは加糖調製品を使用するメーカーがその代わりに置き換えることへのインセンティブなのか。

(得田理事)

後者であり、例えば、食品メーカー等の原材料となる加糖調製品などの輸入品から国内製造の砂糖に置き換えるための費用を支援するものである。

(長命委員)

2点教えていただきたい。1点目は、各事業の申請書を書くときには、一から書き始めないといけないものなのか。また、いくつかの事業が統合されてい

と思うが、どのように統合されたとか廃止されたとかというのは、生産者のところまで情報が届いているのか。2点目は、幾つかの執行状況で不用額があり、使わない分は使わないでそれは逆にいい評価だと思うが、主な要因のところで生産者の意欲が低下しているから実施額が少なかったというような文言が何か所かある。果たして本当に生産者の意欲が低下したから使わなかったということなのか、それとも、事業自体が複雑化してしまったため書類を出すのが大変で面倒なので申請しなかったのか。どちらかによって解釈が変わると思われるが、そのあたりを「生産者の意欲低下」という言葉でまとめてしまっているのか。

(藤島理事)

1点目について、申請書は一から書くというのはそのとおりだが、新規事業の場合は必ず説明会を開催して、対象者に対して事業の内容や証拠書類等の必要書類などについて丁寧に説明している。

2点目について、生産者が受益者となっている事業に関しては、必ず生産者まで伝わるようにしている。また、事業実施要綱を3月末までに機構ホームページに載せた上で募集を行っており、農協や都道府県の畜産協会などを通じての補助になるため、それぞれの事業実施主体が規模感をつかんで機構に申請することになっている。一方、全てがきちんと周知しているのかというところまでは把握していないので、補助事業に関してはなるべく前広にホームページを通じて案内しているが、周知の仕方については考えたいと思う。

[議題(3) 施設整備事業の事後評価結果(令和5年度事後評価分)]

特になし。

[議題(4) 令和6年度の補助事業の概要等]

(小澤委員)

新規事業のバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業について、集送乳経費の合理化への支援についてはよく理解できるが、バター・脱脂粉乳の需給の不均衡改善への支援で支払対象数量が18万トンというのは、バターに対してさらに奨励金を支払うということなのか。

(新納総括理事)

加工原料乳生産者補給金の総交付対象数量が325万トンと設定されたが、本事

業は、飲用向けの需要が振るわず、さらに加工仕向け量が増える場合の支援措置であり、対象総数量18万トンのうち5万トンはバターに限らず加工仕向けであれば全てが対象であり、補給金と同額が支給される。残りの13万トンについては、需要の高い乳脂肪見合いで単価は2分の1に設定しているというのが、国で整理をされた形となっている。

#### [議題（5）その他]

(佐藤委員)

資料2-1の畜産副産物適正処分等推進事業のところで申したように、もう少し意味合いが分かるように記述してもよいのではと思うところがあったので、意見として申し上げておく。

(森田総括理事)

ご意見を踏まえ、次回以降どのような書き方ができるか工夫したいと思う。

(長命委員)

今後の畜産について2点教えていただきたい。1点目が、物価高や飼料価格が高騰している中で、牛肉や豚肉も価格が上がっているが、この状況がしばらく続くのか。2点目が、ウクライナの情勢等で飼料の問題がクローズアップされている中で、国産飼料を拡大する取組や方針などの動きが水面下であるのか、分かる範囲で教えていただきたい。

(藤島理事)

1点目について、牛肉に関しては、物価高の影響で価格の高い和牛が敬遠されがちであり、乳用牛と和牛の交雑種である価格の安いF1が比較的選ばれているが、食肉全体で見ると、牛肉から豚肉、豚肉から鶏肉といった価格の低いものに需要がシフトしている。豚肉に関しては、近年、高価格で推移している一方で、飼料高の影響で生産コストも上がっており、豚マルキンは昨年はずれずれで発動がなかったところ。日本は輸入量も多いが、牛肉は米国産も豪州産も全般的に価格が高くなっており、商社によると非常に買いづらい状態と聞いている。豚肉もヨーロッパの価格が高く、アメリカも需要が強くなっているもので、しばらくは国産でより安価なものへの需要が高まっていくものと思われる。

2点目の飼料に関しては、国のほうで自給率の向上のためのさまざまな支援が行われているところである。令和4年度の自給率は、粗飼料は78%、濃厚飼料は13%、全体で26%だが、国の目標では、令和12年度には粗飼料は100%、濃

厚飼料は15%、飼料全体としては34%に引き上げるということで、例えば、コントラクターという組織で稲わらを集めて生産者に提供したり、粗飼料や穀物を配合するTMRセンターなどに支援されているほか、飼料用米や子実トウモロコシ、また未利用資源を使ったエコフィードなどの利用を拡大して、自給率を上げるための方針が示されているところ。

(農林水産省畜産局総務課大竹調査官)

若干補足させていただく。先の国会で食料・農業・農村基本法が成立し、今後、新たな食料・農業・農村基本計画の検討を進めていくところである。藤島理事の説明は現行の基本計画の数字や考え方であるが、人口減少や高齢化が進む中で、農村維持、農地利用、ICTやスマート農業の推進などの新たな展開の方向性を基本計画の中でどう位置づけるかを考えていく段階に入っている。

飼料に関しては、特に高騰している飼料穀物をどう扱っていくかが中心になると思われる。シカゴ相場は米国の豊作等の影響もあり落ち着いている一方で、円安の影響で輸入価格が高くなっているため、今後も価格を注視しなければならず、不安定な状況の中で畜産・酪農を営んでいく上では、やはり国産飼料の生産・利用への転換を図るべきではないかと考えている。

このような状況で、コントラクターの活用や、水田・畑地からの飼料生産といった耕畜連携は畜産局だけではなく農産局や経営局等の施策と併せてうまく国産飼料への転換を図るような方向性を考えているところ。

## 9 閉会